白木 愛 司法書士

......

動産登記や成年後見を中心に業務を行っています。

様に相続対策に関する様々なサービスを提供しております。

弁護士とともに株式会社つなぐ相続アドバイザーズを設立し、

はじめまして。

司法書士の白木愛と申します。

札幌市内の司法書士事務所で不

その一方で、

公認会計士や

......

顧問としてお客

認知症対策としての家族信託

備えて安心、賃貸マンション経

賃貸マンション経営に 伴う認知症のトラブル

が滞ってしまうことに直結するのです。 家族が代わりに行えることにはどうして ができなくなってしまう(=意思能力** 断が必要な局面は数多くあります。つま 管理は管理会社さんにお任せしていたと とはありますか? も限界があるため、賃貸マンション経営 を失ってしまう)と、管理会社さんやご り、オーナーさんが認知症にかかり判断 さんへの対応だったりオーナーさんの判 の経営をなさっていたら、いくら普段の ったら…」と漠然とした不安を感じたこ 大規模修繕を行ったり、賃料滞納の店子 しても、色々気にかかるものですよね。 新しく賃貸マンションを買増したり、 弁識して判断できる精神的な能力のこ 皆さんは「老いたこの先、認知症にな 意思能力とは自分の行為の結果を 特に賃貸マンション

認知症対策とし ての 信託

①認知症とは

脳の老化によるものと言われています。 とは異なり何らかの病気によって脳の神 しかし、認知症は「老化によるもの忘れ」 年齢とともに出てくる「もの忘れ」は

> 障をきたしてしまいます。65歳以上の高 のことをさします。 調査で明らかになっています。 計で15%、2012年時点で約462万 齢者のうち認知症を発症している人は推 力が低下することによって日常生活に支 経細胞が壊れるために起こる症状や状態 人程度ということが厚生労働省研究班の 理解し、 判断する能

②成年後見制度とは

ります。 その監督下におかれる成年後見人が意思 まいを確保できなかったり様々な支障を 商品を買わされてしまったり、安全な住 まうと賃貸マンション経営のことだけで 指すものです。 こと(身上監護)を通して目的実現を目 産を管理し、また医療契約行為等をご本 能力を失ってしまったご本人のために財 目的に創設されたのが成年後見制度にな とできるようにご本人を支援することを きたしてしまう可能性があります。そこ はなく、日常生活においても不要な高額 ように、 てしまうのでしょうか。1.でも触れた をすっかり失ってしまった後はどうなっ 方が今までと同じような生活をおくるこ 人に代わって行いご本人の生活を支える では、 意思能力が不十分になってしまった 物事の判断ができなくなってし 認知症の症状が進行し意思能力 家庭裁判所によって選任され、

③家族信託でできること

しても、年齢を重ねることで認知症を発

万が一のときは成年後見制度があると

ポイントと考えられます。

貸マンション経営に精通しているわけで とも多く、これらの第三者が必ずしも賃

はないということは、留意しておくべき

用については消極に解されています。

さ

らに成年後見人には親族以外の第三者

(司法書士や弁護士等) が選任されるこ

する財産全てに及び、 なお財産管理については、ご本人の有 財産の積極的な運

可能です。

営を行うことができるようにすることが

も、ご家族が引き続き賃貸マンション経 んが意思能力を失ってしまったとして

成年後見人とは 表 1

- ▶家庭裁判所が選任する
- ▶35%が親族、65%が第三者 (司法書士、弁護士等)
- ご本人の財産管理事務、

身上監護事務を行う

▶行った事務内容は

家庭裁判所に報告をする

選任後はご本人の意思能力が 回復するまで継続する

ションに対して法的に正当な権限を有し ている根拠でもあります。 意思能力を失っても、引き続き賃貸マン ます。このことは、受託者が、委託者が 管理契約等の契約当事者には変更が生じ 者に移りますので、賃貸借契約や不動産 式的には賃貸マンションの所有権は受託 までの賃貸マンション経営から変わって しまうことがあるかという点ですが、形 では、家族信託を活用することで、今

ますが、家族信託を活用することも一つ

ます。遺言や生前贈与などの対策もあり 前に対策をとることの重要性が増してい 症する可能性を無視できない現状では事

の方法です。例えば、オーナーさんの手

元に賃料収入を残しながら、

オーナーさ

が単独で賃貸マンション経営を継続でき 失ってしまっ ンション経営に関与ができ、意思能力を で、オーナーさんが元気なうちは賃貸マ 約が可能であることです。こうすること には委託者の指示は不要』とする信託契 委託者が意思能力を失ってしまった場合 ただし、ここでのポイントは『万が一、 営がなされる可能性は少なくなります。 もとで受託者が管理処分をするという契 受託者に移りますが、賃料収入はオーナ 1)。賃貸マンションの管理処分権限は 契約を結ぶことによって始まります(図 産を託される人(受託者)との間の信託 ョン経営の後継者となるご家族であり財 り財産を託 約内容が一般的になっていますので、オ - さんが受け取り、また委託者の指示の -ナーさんの意図せぬ賃貸マンション経 具体的には、 9人 (委託者) と賃貸マンシ た後は後継者であるご家族 まずはオーナーさんであ

営方針を信託契約に反映させることで、 ることになるのです。 は限定的になります。 すので受託者の管理処分対象となる財産 ズに承継されていくことも期待できます オーナーさんの今後の経営方針がスムー し、信託の対象となる不動産を指定しま また、家族信託では賃貸マンション経

先生が、

ち終了しました。

発に質問がでるなど、盛況のう

講演終了後は、出席者から活

認会計士・税理半と第3部を公

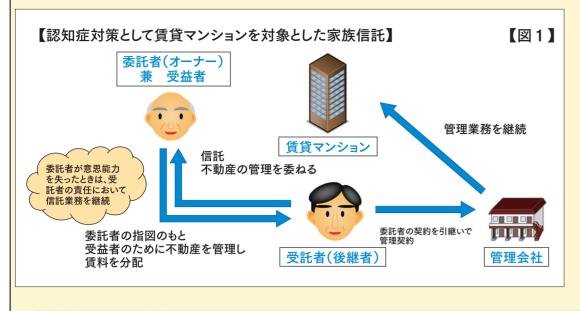
士の深谷陽次郎

の荒木俊和先第2部を弁護士

第2部の後

れ講師となって

3 まとめ



「今はまだ早いかな」と考えているういでしょうか。

の白木愛先生

部を司法書士

で開催され、

第

つなぐ相続アドバイザーズ

賃貸オーナー向けセミナーを開催

賃貸アパートオーナーが抱える高齢化の問題!

- 家族信託を活用した認知症・相続対策について

セミナーは、「オーナーが多数出席されました。会社、金融機関の関係者ら会社、金融機関の関係者ら

策」の3部構成策」の3部構成でミナーは、「オーナーの高をはどのような信託を活用した高記を活用した

アパートオーナーの経営交代の

人について、相続に関する対策、

万法などについて、お話しされ

備をいつ始めるのか、

成年後見

第1部では、認知症対策の準

ました。

詳しく説明されました。 また第2部と第3部では、家 にかかる費用などについて、 が、特徴、仕組み、家族信託設 を説明された上で、3つの具 定の流れ、一般的なメリットな がら、ポ がいな事例を紹介しながら、ポ がいな事例を紹介しながら、ポ とにかかる費用などについて、 贈与との違い りましたが、会場には賃貸 ドバイザーズが6月18日休 されました。 続対策について~」を開催 信託を活用した認知症・相 貸アパートオーナーが抱え に経済センター8階 いしている㈱つなぐ相続ア こ案内させていただいてお る高齢化の問題! 市中央区)を会場に、賃貸オ ムからも管理オーナー様に ナー向けのセミナー 同セミナーは、 ナーで筆者をお願 常口アト ~家族 (札幌



左から深谷陽次郎先生、荒木俊和先生、白木愛先生

司法書士 白木 愛

2002年北海道大学文学部人間システム科学科卒業。精神保健福祉士の資格を取得するが、障害者の社会復帰支援には多角的な支援が必要との思いから司法書士を目指す。2012年司法書士登録。不動産登記、商業登記、後見を中心に業務を行っている。公益社団法人成年後見センター リーガル・サポート会員

新しい相続のカタチ・家族信託や相続対策のことなら

㈱つなぐ相続アドバイザーズ

〒060-0002

札幌市中央区北2条西9丁目1番地 Wall annex

☎011-557-8914 HP www.tsunagu-s.jp

代表取締役 深谷陽次郎(公認会計士・税理士)

(略歴等は下欄をご参照ください)

メンバー紹介



深谷陽次郎 (ふかや・ようじろう)

2000 年 北海道大学経済学部経営学科卒 2009 年 オランダ Rotterdam School of

Management MBA 取得 2013 年 独立開業 2014 年 (株)つなぐ相続アドバイザーズ設立



宏佐信託を

家族信託を活用した 資産承継コンサルティング 収益不動産の管理運用支援 遺言書の作成支援 任意後見制度活用の支援

弁護士 荒木俊和

2005 年 ー橋大学法学部卒 2008 年 東京大学法科大学院修了 2014 年 アンサーズ法律事務所設立